

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたり質問し、知事、病院事業管理者、教育委員長、教育長並びに警察本部長の御見解をお聞きします。

質問に先立ちまして、一言申し述べたいと思います。

日本経済は、02年2月から続く戦後最長の景気回復が、大企業には大幅な収益をもたらしたものの、その恩恵が地方にまで及んだ実感がないまま、さらに労働者や家計に還元されないまま、後退局面に入りました。

原油高騰と食料品の相次ぐ値上げが起きている状況のもと、エネルギーと食料を大量に海外に依存する「この国の脆弱な姿」が国民意識の中に不安となって潜在しています。

自公政権は、選挙目当ての対処療法的な施策に終始したまま、わが国の経済システムを漂流させているとしか思えてなりません。

このままでは、地方や労働者、年金生活者、中小零細企業はますます疲弊してしまうばかりです。この間の政治は、政治の本来の役割である所得の再分配機能を全く機能させておりません。

小泉構造改革路線の、すべて競争による市場原理主義に埋没する新自由主義政治は、一部の富裕層と増えている低所得者層、大企業と中小企業、都市と地方など、色々な形で格差を拡大させてきました。

いままさに、格差社会を是正するためには、社会的規制による社会政策が必要であり、欧州のような社会民主主義政策が必要となってきています。

今こそ、輸出主導型から、内需主導型経済構造に転換しなければなりません。そのためには、生活・環境・地方を重視した経済システムを構築することが重要です。

さらに、日本経済を再生させるためには、地方を再生させることが重要なポイントです。

そのためには、「国から地方への権限と税源移譲」を進めることがどうしても必要です。地域社会の再生は、地方分権なしにはありえません。

これから質問します内容も、「地方分権を成しえずに、地域再生はありえない」という視点から質問をいたしますので、理事者側も質問の意図を十分に理解されて、ご答弁をいただくことをお願いしまして質問に入ります。

質問の第一点は、知事の政治姿勢についてであります。

福田首相が、前首相に引き続き、政権を投げ出しました。まさに、1ヶ月前に内閣改造を行い、総合経済対策を発表した後の辞任、国民不在の身勝手な判断といわざるを得ません。政策実行が困難と予想されるなら、衆議院を解散して、国民に信を問うのが常道ではないでしょうか。解散をしないのなら、逃げずに困難に対処するのが、トップリーダーとしての政治家の務めではないかと思いますが、福田首相の突然の辞任について、県政のトップリーダーとしての知事のご所見をお伺いします。

さて、知事は、1998年9月に就任以来、まる10年が過ぎようとしています。就任前には、これほど地方財政が瀕死の状態になるとは予想もされなかったことだろうと推察します。この10年間、ご苦勞の連続ではなかったかとお察しすると同時に、県民のトップとして、困難な時期に頑張ってくられたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

この10年間を振り返って見ますと、一期目の1999年度から2002年度の4年間は、真鍋知事就任前の1995年度から1998年度の4年間の箱物づくりをはじめとする全国トップ

クラスの身の丈以上の公共事業投資による借金と貯金の取り崩した財政運営を軌道修正させる必要があったわけです。しかし、行政の継続性という姿勢からかも知れませんが、大規模事業などの計画の見直しなど事業転換を図ることが不十分であり、健全な財政運営への転換の舵取りが遅れ、その後の公債費の大幅な増加につながり、早い段階での財政危機の原因になったと言えます。全国的には、バブル崩壊後の1992年から1996年に集中して景気対策が行われているのに比べ、香川県はその後も数年大幅に借金を積み重ね、貯金を取り崩し続けたわけで、その遅れを取り戻すためにも、真鍋知事の1期目から健全な財政運営に戻すべきだという我々の主張に耳を傾けていれば、他県以上に早い段階からの財政危機にはならなかったのではないかと思います。

2期目の2003年度からの2006年度までの4年間は、国の三位一体改革による地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、04地財ショックに陥り、借金が多く、貯金の少ない、体力のない地方自治体は、最初の財政危機に陥りました。香川県も、もろに、その影響を受け、翌年度から3年間、第一回目の財政再建に入ることになりました。2期目の4年間においては、地方分権の推進と言いながら、この三位一体改革で、地方にとっては、国庫補助負担金で約1兆円削減、地方交付税で5.1兆円削減された形となり、国の財政再建に利用された結果となり、全国知事会をはじめ地方六団体の敗北に終わったわけです。知事がよく言われる国に要望するというのでは、国との財政戦争に勝てるわけではなく、地方六団体が強行姿勢を貫く構えが不足していたと言っても過言ではないでしょう。

県も、国策が原因であると国のせいにした総括をしていますが、財政再建方策中も大規模事業の凍結が不十分で、借金が増えていきました。将来の借金の返済が増え、将来的にも希望の持てる財政運営ではなかったと言えるのではないのでしょうか。

そして3期目に入り、新たな財政再建が今年度からスタートをし、医療や福祉、環境分野での香川県の独自性も後退したわけです。その3期目も折り返し地点に達しました。

この10年間の知事の政治姿勢を見ておきますと、「一度決めたことは絶対に押し通す」という強い信念をお持ちの方であると伺えますが、逆の言い方をすれば、「自分の考え方と違う人の意見は聞かない」とも受け取れる面があったと思いますし、国に対しては遠慮があったのではないかと思います。

そこで、知事が県政の舵取り役を担い、10年間の経過した時点で、県政運営について、この10年間のご自身の評価をどのように判断されているのか、お聞きします。また、3期目の残りの2年間でどういう成果をあげることを目指して取り組まれるのか。さらに、この10年を振り返り、これまで少し足りなかった「自分とは考え方が違う人の意見も聞く」という姿勢をお持ちになるお考えがあるのかどうかお聞きします。

また、地方財政基盤の充実・強化は、国に対して、言うべきことは言う、そして理不尽なことは断固反対するという姿勢が不可欠ではありますが、これまで不十分であった地方六団体や全国知事会の国に対する姿勢を、どのように活性化していくおつもりなのか、ご所見をお聞かせください。

質問の第二点目は、財政運営についてであります。

その第一は、来年度予算における一般財源の見通し等についてであります。

一般財源の確保は、地方の独自性を発揮するために必要であると同時に、医療や福祉、

環境、教育、維持修繕型の公共事業など、県民生活と直結する重要な行政サービスに大きく影響する課題であり、より一層の充実が望まれるわけです。

ところが、来年度の予算編成においては、危惧する状況が現れてきているのです。

一つ目は、2006年度、2007年度の国税決算に伴い、地方交付税は配り過ぎとなっており、その精算としての減額分8,000億円が2009年度の地方財政対策に影響が出てくる点であります。

二つ目は、地方交付税の原資となっている国税5税の税収見込みであります。景気後退の局面を迎え、来年度の税収見込みは極めて厳しい状況になると予想されます。地方交付税特別会計の入り口ベースの法定率分の減少も危惧されるところであります。

政府は、6月27日に閣議決定された経済財政改革の基本方針2008の中では「地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する」と謳われていますが、7月29日に閣議決定された2009年度の概算要求に当たっての基本的な方針の中では、「地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する」となっており、これまでの財政分析からすると地方財政計画の削減となると地方交付税も連動して抑制傾向になる可能性が高いと考えられます。

三つ目は、中期財政見通しのとおり、2009年度の県税収入1,330億円を確保できるのかという点であります。2008年度当初予算の県税収入1,286億円に比べ、3.4%増の税収の伸びが確保できるのか、今日の経済状況を見ると疑問符をつけざるを得ないわけです。

そこで、知事は、これらの状況をどう判断されているのか、お伺いします。併せて、来年度予算に向けて、一般財源をどう確保していくかのお考えをお聞かせください。

第二は、県債残高の減少についてであります。

県は、新たな財政再建方策の中では、臨時財政対策債も含めた県債残高を2008年度をピークに2009年度から減少に転じるよう、県債発行を抑制していく方向で当初示されましたが、2008年度当初予算では、「地方再生対策費」による財源確保が2009年度まで臨時財政対策債により行われるため、県債残高の減少は、2009年度より1年遅れ、2010年度からになる見込みと修正されました。

来年度の予算編成において、仮に国が基本方針2008どおり地方の一般財源総額の確保をしたとしても、このままの景気後退になれば、先程、述べたとおり、県税の伸び悩み、地方交付税の減額分からのスタート論議を考えると、地方財源不足の補てんを、再び臨時財政対策債を増やして対応するのではないかと予測するものであります。

そうなれば、再び県債残高のピーク時を先延ばしされるのではないかと危惧するものであります。

県は、これまで臨時財政対策債は、後年度交付税措置をされるから、建設事業向けの通常債と比べて有利な借金と位置づけてきましたが、肝心の地方交付税総額が削減されている現状では、後年度の実質的な公債費負担の増加につながるだけで、より一層厳しい財政運営を強いられるだけになります。いくら交付税措置をされるからと言っても、地方債の扱いであることに変わりはなく、地方債の残高が累増する原因にもなっています。また、臨時財政対策債は、あくまで「発行が可能」なものであって「発行しなければならない」わけではなく、各自治体の責任と判断で発行されるものであります。

仮に、臨時財政対策債が自由に使える財源であるから、発行額を増やすのであれば、通常債を減らし、全体の県債の総額を抑えるべきであります。

県民一人当たりの借金は、平成 20 年版 100 の指標でみると、74 万 6 千円となり、全国平均の 61 万 8 千円と比べると、12 万 8 千円多く、年々全国平均と比べると差が広がっています。人口減少の時代に入り、ますます、県民一人当たりの負担が増える状況にあり、これ以上増やすことは、将来世代に責任を持った政治を行っているとは言えません。

そこで、改めて確認させていただきたいのですが、県債残高のピーク時を 2009 年度とし、2010 年度から減少に転じる方針であることを堅持される旨のご答弁いただきたいと存じます。

第三は、地方交付税制度の充実強化に向けた抜本改革についてであります。

1990 年度から 2008 年度の地方財源不足の補てん策をめぐる財務省と総務省による地方財政対策の結果をみてみますと、総額約 166 兆円の地方財源不足に対して、地方交付税による補てんはたった約 36 兆円にとどまっています。その他は、地方交付税特別会計で約 52 兆円の借金をし、財源対策の地方債で 47 兆円、臨時財政対策債で 26 兆円など、地方自治体全体で償還する負債で財源不足を補てんしてきたのが実態であります。この 18 年間、166 兆円の地方財源不足に対し、125 兆円の借金で賄ってきたのです。現に、臨時財政対策債という赤字地方債は、国の地方交付税特別会計の累積借金 50 兆円をこれ以上増やせないと言うことで、2001 年度から 3 年間の臨時措置として導入された措置でありましたが、現在に至るまで、その措置は延長されています。この臨時財政対策債は、この 8 年間で、香川県で 1795 億円発行されています。本来、臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の位置づけであり、臨時的な措置であるはずですが、

それが、ガソリン税の暫定税率のように恒常化されようとしています。地方交付税は、日々の行政運営に必要な経費に対する財源不足額に見合いの額として算定され、交付されるものですが、この 18 年間の地方財源不足の補てん策を見るとそうになっていないのがお分かりいただけると思います。地方交付税制度の充実強化に向けた抜本改革をすべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

質問の第三点目は、医師確保対策についてであります。

その第一は、医師確保のための県の取り組みについてであります。

全国的に医師が不足し、産科、小児科など診療科目の廃止や病棟の休止、はては病院自体がなくなるなど、大きな社会問題になっています。新聞報道によれば、地域の中核病院である銚子市立病院が 9 月末でもって事実上閉鎖するという衝撃の報道がなされました。2 年前には 35 人いた常勤医師が 15 人まで減少したようです。

香川県の第 5 次保健医療計画を見ると、病床 100 床あたりの医師数は本県は 12.7 人で全国平均の 14.8 人を下回っており、手厚い配置とはなっていません。

県が 2007 年 7 月に県内の病院に対して行った「医師の充足状況等に関するアンケート調査」結果によると、産婦人科、小児科などの医師が不足していると考えている病院が多くなっています。また、9 割の病院が医師自体の確保が困難としており、特に自治体立病院についてはその約 9 割が医師が不足していると考えていることから、産婦人科・小児科

などを担う医師や離島・へき地医療対策を担う公的病院の医師確保が重要な課題です。と答えています。

国も医学部の定員を来年度から拡大する方向を示していますが、国が中心となって解決すべき問題は、中・長期的なものが多いことから、当面の問題解決には広域自治体としての都道府県の役割が重要になってくると考えます。

医師確保対策において、良いことかどうかわかりませんが、各県の地域間競争が激しくなっていることは事実です。

香川県も医師確保対策として、6,500万円の予算をつけ、事業を実施していますが、果たして、この予算額で、この地域間競争に勝てるのか疑問であります。先般、文教厚生委員会で視察をさせていただきました長野県では、医療政策課の中に、医師確保対策室を創設し、予算規模も香川県の4倍の2億6902万円をつけていました。

もっと、香川県も医師確保対策を組織的にも予算的にも充実させ、他県に負けないような取り組みをすべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

第二は、臨床研修医の確保対策についてであります。

先程のアンケート調査では、現在の医師不足について、約6割の病院が2004年度から始まった新医師臨床研修制度の影響があったと答えています。現実には、県内の臨床研修医の受け入れは、11病院、募集人員が約100名ですが、この間、2004年度53名、2005年度47名、2006年度44名、2007年度は58名と推移しており、募集人員の半分しか充足していないと言えます。

また、臨床研修が修了した後、県内の医療機関に定着したのは2005年、2006年とも29名と県内定着率も5割から6割となっています。香川大学医学部の卒業生も、県内の就職率が30.1%となっており、県内の臨床研修指定病院を魅力あるものにするための支援事業の創設を考える必要も求められていると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

併せて、県立中央病院も臨床研修指定病院となっており、臨床研修医の確保に努めなければなりません。臨床研修に関する省令等によると、受け入れ可能な研修医の数は病床数を8で割った数を超えない範囲内となっており、631床を有する県立中央病院として、最大78名の募集枠が可能であります。現在、1年次と2年次を合わせて20名の臨床研修医の募集の枠の確保では、県の基幹病院としての役割を考えると、余りにも少ないのではないのでしょうか。指導医の確保など克服しなければならない課題があるとは思いますが、現在の県立中央病院の臨床研修医の受け入れ状況について、どのような現状なのか、平川病院事業管理者にお聞きします。

さらに、新病院建設において、臨床研修医の募集枠の拡大や臨床研修医が県立中央病院を選択するような魅力的な病院づくりを、どのように行われようとしているのか、併せてお聞きします。

第三は、公立病院の医師確保対策についてであります。

先のアンケート調査にあったように、県内の自治体立病院の9割が医師不足と答えています。このままでは、将来、銚子市立病院のような事態が起こる可能性も否定できません。そこで、宮城県が実施しているドクターバンクのような医師を県職員として採用し、自治

体等からの要請に応じて派遣するシステムを構築してはどうでしょうか。身分は、県職員でも、人件費は派遣先の自治体負担とすれば、大きな予算は必要ないのではないのでしょうか。他県でも 8 県で実施されているとお聞きしています。他県の例を見ると、医師の待遇にも考慮し、派遣等計画には、県立病院、地元大学医学部における研修期間を設定したり、派遣先、派遣計画期間の終期などの相談にも応じているようです。ぜひ、一度、検討してみたいかがでしょうか、知事のご所見をお伺いします。

以上、医師確保対策について質問しましたが、小泉構造改革による一連の医療制度改悪によって、患者負担がどんどん引き上げられ、「お金がなければ医療が受けられない」状態となっていますが、これからは、地方においては、医師不足などによって「お金があっても医療が受けられなくなる状況」も現れてきています。

県も 10 年先を見据えた医師確保対策を今から実施することが求められていることを強く訴え、前向きなご答弁をお願いする次第であります。

質問の第四点目は、香川の農家の特徴に応じた農業政策についてであります。

その第一は、第 2 種兼業農家の維持確保についてであります。

これまでの香川の農業は、耕地面積は少ないながら、会社勤めをしながら、先祖代々の農地を守ってきたと考えています。そのことは、平成 17 年の農林業センサスが示すように、現在でも、第 2 種兼業農家が、22,085 戸で、販売農家数 31,347 戸のうちの 70.45%を占め、自給的農家数 15,695 戸を合わせると、総農家数 47,042 戸のうちの、80.3%を占めていることから香川の農家の特徴だと言えます。

そのような香川の農家においても、担い手不足は深刻化し、農業者の高齢化とも相俟って、農業生産活動が著しく低下してきており、遊休農地・耕作放棄地も増加傾向にあります。兼業農家自体にも、後継ぎが県外に出たり、県内にいても職場の労働環境の厳しさから農業に従事することが困難な状況が生まれていることも事実であり、現在、農業に従事している高齢者がやめれば、農地転用、耕作放棄地の道を歩まざるを得ない状況ではないでしょうか。中山間での耕作放棄地が増えるだけでなく、平坦部の優良農地が減少していることから、そのことが言えると思います。

そんな状況の中、政府が推進する「戦後農政の大転換」としての新たな「水田経営所得安定対策」は、意欲ある担い手を支援すると言っていますが、現実には支援対象が絞られ、家族農業や中小農家を切り捨てられるのではないのでしょうか。飛び地や田んぼの区画がせまい香川県と東北などの耕地面積の広い圃場が整備されているところと一緒な議論ができるのでしょうか。第 2 種兼業農家の多い香川県の農家の状況を全国一律の国の施策で、縦割りのまま受け入れて、展望があるのでしょうか。香川の農業の底辺を支えている第 2 種兼業農家の維持確保策が重要ではないかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

第二は、第 2 種兼業農家の多い状況を踏まえた香川型農業についてであります。

農産物のブランド化の推進などにより、確かに個々の農業者の中には素晴らしい成果を収めている人もいます。しかし、それはほんの一部であり、面的な広がりにはなっていません。ブランド化された農産物の生産を増やしても、いずれ供給増になれば、そのブラン

ド品の価格も下がることにつながり、普及拡大には、一定の限界があると考えます。

また、ハウス栽培等で高付加価値をつけるということは、エネルギー消費量も増大することになるわけです。

特に、兼業農家においては、まだ米なら作れるけれど、他の品目への転作は手間がかかって到底無理であると言う声を多くお聞きします。

兼業農家の主要農産物は、何と云っても米作りです。米作りは、日本の気候風土に最も適した作物です。また、山地が多い日本の地形では、水田は水涵養はもちろん、水害防止等々の多面的な役割の働きを担い、また日本の独自の文化や原風景を形づくってきました。そして、特に戦後の食糧難の中、飢えからの脱却を図るために食糧の増産に必死に取り組んできました。その結果、飛躍的な生産量を確保してきました。そんな状況の中で、兼業農家にとっても、米作りは農地を維持するための最も効率のよい作物だったと言えます。

ところが、食生活の多様性等から一転して、米余りとなり、昭和45年頃より、減反・転作を余儀なくされ、日本全国で、その面積は、全体の3分の1以上、100万haを超えるとされています。それにも関わらず、米価は低迷を続け、昭和40年に73%だった日本の食料自給率は下がり続け、現在では40%、穀物自給率においては27%まで落ち込んでいます。

一方、世界的規模で起きている主要穀物の価格上昇と原油価格高騰への対応策としての食糧バイオ燃料によって、食糧穀物の争奪戦が予想以上の早さでやってきました。特にほとんど輸入に頼っている畜産用の飼料の高騰により、酪農家や畜産農家が大打撃を受けているのも事実であります。乳製品の国際価格の急騰もあり、スーパーでは、バターの供給不足に陥り、店頭から消えているのは当たり前になってきました。そのうちに、牛乳さえも飲めなくなるのではないかと不安になります。また、トウモロコシなどを原料とするバイオ燃料増産により、ひょっとすると将来、輸出国が自国の消費を優先し、飼料の高騰だけに終わらずに輸入による供給も困難になる事態が考えられます。こうした状況を打開するために、飼料用稲、飼料用米の栽培は、そのための方策の一つに考えられるものであります。現在、山形県遊佐町においては、減反田135haで飼料米を作付けし、その飼料米を餌に豚2万頭を飼育して取り組んでいます。今日、輸入飼料価格の高騰で、飼料米は、産地づくり推進交付金を足すと、輸入飼料と肩を並べる価格までに近づいていますが、米価と比べると、まだまだ安く、生産者の意欲を駆り立てることになるのか、一方、畜産農家が高い飼料米をそのまま受け入れるかという問題は残されています。国においても飼料米などの作付推進に向けた支援策を検討しているようですが、先祖代々の農地を耕作放棄地にしたくないという農家の人々の気持ちや酪農家や畜産農家が廃業しなくてもやっていける飼料価格の合意形成を図った上で、国が補助金を上乗せをし、現在27%という穀物自給率を上げる国策が必要と考えます。

飼料用米は、従来の稲作用機材を活用できる上、消費者が求める遺伝子組み換えのない安全で安心なお米でおいしいお肉が生産でき、なによりも将来世代に良い状態で管理された土地を渡すことにつながると考えます。

また、米を作ることは、兼業農家の多い香川県にとっても、農地を維持するための最良の方法ではないかと考えるわけですが、私のこのような考えについて、知事はどうお考えになるのか、また、こうした本県の状況を、どのように国に伝えていくのかお聞かせくだ

さい。

質問の第五点目は、太陽光発電の推進についてであります。

近年、局地的に、時間雨量が50ミリを越すような集中豪雨が多く発生する地域もあれば、一方では、干ばつにみまわれ、長期間、雨が降らない地域があるように、両極端な異常気象が日本でも、世界でも発生しています。

このことは、言うまでもなく、地球温暖化の進行による現象であります。地球温暖化の原因である二酸化炭素の大幅削減は、産業革命以来の人類活動のあり方を問う大きな課題であります。今こそ、社会経済システムの転換が求められているのです。この課題は、世界全体で、日本全体で考えなければいけない課題であります。しかし、地域からも「エネルギーと食料をどげんかせんといかん」という時代に入っているのだと考えます。

ほとんどのエネルギーは化石燃料に頼っています。この化石燃料の燃焼が地球温暖化の原因であることはいうまでもありません。化石燃料は、資源的限界、需要爆発、金融投機などの影響を受け、価格高騰に見舞われています。

こうした時こそ、地域のエネルギー資源の開発が急務となっています。新エネルギーはエネルギーの自給率の向上に貢献するばかりでなく、地球温暖化防止や地域経済の振興に重要な役割を果たすことが期待されています。欧州先進国では、環境問題、温暖化問題の80%はエネルギー問題と言われ、積極的な再生可能なエネルギーの導入政策が展開されています。現在ドイツの自然エネルギーへの依存度は12%（日本は3%）、ドイツは2020年までに20%に上昇させるために、2008年の環境予算は約4000億円と、2005年からみても倍増しています。2003年まで日本は、太陽光発電世界一でした。しかし、わずか3年でドイツが、あっという間に日本を抜き去り、今では日本の倍以上になっています。政策決定の速さとその実行力には目を見張るものがあります。

日本の場合、これまで開発があまり進んでいないのは、技術開発の遅れ、気象条件に左右され、経済的にも割高という新エネルギーの弱点を克服する国の制度や政策がなかったことが要因と言えます。今世紀の遅くない時期に脱石油、低炭素社会を展望したエネルギー国家戦略が求められるにもかかわらず、その戦略を不明確にしていることが、新エネルギーの推進を遅らせていると言えます。

日本でも、地域の状況により異なりますが、太陽光・熱エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、小水力エネルギーなどの新エネルギー資源は豊かに存在しています。

地域の資源は地域の宝物として、地域再生戦略の土台に自然エネルギーを位置づける自治体が出始めています。

地域資源を活かし、温室効果ガスを大幅に削減する現実的な地産地消型新エネルギーシステムを進める必要があります。そこで、自治体の先導的な取り組み、住民参加、民間事業者などの共同作業（コラボレーション）が望まれます。新エネルギーなどによる地域分散型システムと電力会社などの大規模集中型システムとの補完・協力連携が効果的に機能することが必要な時代になってきていると考えます。

そこで、香川県の地域資源である「日照時間の長さ」を利用しない手はないと考えますが、本年度廃止した個人住宅の太陽光発電設置補助の復活を含め、知事は太陽光発電の推進にどう取り組むおつもりなのか、ご所見をお伺いします。



また、ドイツの太陽光発電が急速に伸びたのは、太陽光で発電した電力を一定の年数、電気料金に上乗せして、買い取ることを電力会社に義務付け、固定価格買取制度を導入したことも大きな要因になっています。日本においても、新エネルギーの普及促進に向けて、そのような制度の導入を図ったらどうかと考えますが、国に提言するお考えがないのかお聞きします。

折しも、今日の異常な原油高、資源のない日本の変革の時期と捉え、国内のエネルギー保障や技術革新、産業、雇用にとっての大きなチャンスと捉える先見性を持つべきではないでしょうか。

質問の第六点目は、新学習指導要領における「生きる力」の位置づけについてであります。

生きる力とは、単に「生きる」ことを意味しているのではなく、「生き抜く力」を意味しており、社会生活の中で、他人と協調しつつ自律していくための「人間としての実践的な力」を育むことではないかと考えるわけです。

それは、紙の上だけの知識だけでなく、生きていくための「知恵」とも言うべきものであり、家庭や地域、学校において、直接、色々なことを体や心で体験して、その積み重ねの過程で身に付けていくものではないでしょうか。そのような中、2011年度から実施される「新学習指導要領」では、小中学校で主要教科の授業時間を増やしたり、小学校への英語教育も導入されますが、一方で現行の指導要領で導入されている総合的な学習の時間が削減されると聞いております。文部科学省では、総合的な学習の時間は、「生きる力」を育むために引き続き必要と説明されています。しかし、一方で、総合的な学習の時間を減らすという矛盾があると考えますが、この矛盾をどうお考えなのか。教育委員長にお伺いします。

また、近年、大きな社会問題になっている不登校、いじめ、自殺、暴力行為などの多くは、この「生きる力」を育てていくことと密接に関係しているわけです。

指導要領の改訂は、かつての「詰め込み型教育の復活」「知識偏重主義に陥らないか」「学力格差の拡大につながらないか」と危惧されているわけですが、新指導要領において、「生きる力」を、どのように子どもたちに育ませようとお考えなのか、教育長にお聞きします。

そして、机上でカリキュラムの時間を増やし「教育の充実」を唱えることは、簡単ではありますが、実際、現場では、教師がこの盛りだくさんの指導要領を消化するだけに追われ、こまやかな指導ができず、そのしわ寄せを子どもたちに押し付けてしまうのではないかと危惧するわけですが、教育長のご所見をお伺いします。

質問の第七点目は、交通安全対策についてであります。

本県の交通事故については、抑止傾向にあるものの、人口10万人当たりの死者数は依然として上位にあるなど、全国的に見てみると、まだまだ厳しいものがあります。

交通社会は、「人」「車」「道路環境」の三要素から成り立っていますが、その構成要素のいずれか一つだけを改善したからといって、必ずしも全体が良くなるとは限りません。例えば、車の性能が良くなっても、あるいは、道路環境が整備されたとしても、全体として

捉えてみると、交通事故を抑制するという絶対的な決め手にはならないのであります。

こうした中で、人と車の共生する交通社会における最大の課題は、特に、「人対策」について、今まで以上の努力を傾注することが必要であると考えます。

運転していて、警察官が立っているとか、パトカーが走っているとか、スピード違反監視カメラの設置等を目にすると、多くのドライバーが安全に運転しようと心がけます。「目に見えるもの」というのは、大きな影響を与えます。しかし、それには自ずから限界があります。現在、朝の通勤のラッシュ時などに交通指導員が街頭に立って交通指導を行っているのを見かけるわけですが、これらの方々は、交通安全対策として、大きな役割を果たしていると考えます。現在、県下で189名おられると聞いておりますが、それぞれの地域で、もっと増やすことができないのか。また、警察官OBや交通安全の研修を長年経験した熟練している方々が、地域において活躍してもらえないのかと考えるわけです。

また、春や秋の交通安全運動にしても、警察や自治体指導型で、住民に実行段階だけ参加させるのでは、形式だけの参加に終わりはしないか、住民を安全に向けて動機づけする取り組みになっているのでしょうか。大切なのは、住民を計画段階から参加してもらい、どんな取り組みをしたら効果があがるのか、警察、行政、住民が一緒になって考えていくことが大事なのではないでしょうか。

これからの交通安全対策において、非常に重要なキーワードになるのが、「地域における人対策」という概念で、地域に根ざした人づくりが、交通安全に向けての重要度を左右するといっても過言ではないと考えます。

交通事故死亡事故をせめて全国的レベルにするには、どういう対策が必要であるのか。

また、現在でも、死亡・重大事故発生時には、道路管理者等との現地診断や安全施設の整備点検も行っているところではありますが、人と車が共生する安全で快適な交通社会の実現に向け、県民を巻き込んだ「人対策」「地域対策」などに対する考え、その活性化方策などについて、警察本部長のご所見をお伺いします。